

大項目	中項目	Q	A (一般ユーザー向け)
1.原因関係			
	1.1火災の原因について	住宅用太陽光発電の火災の原因はなにか	今回の消費者庁の報告は、施工不良によるケーブル起因の火災と、モジュール起因の火災があるとされています。ケーブル起因の火災は施工不良によるものとされています。一方、モジュール起因の火災は製品起因とされている案件もありますが、具体的な発火・火災プロセスは完全には解明できていません。製造工程起因で、異常発熱、アーク発生に至る可能性があることは解明されていますが、異常発熱、アーク発生から住宅への延焼に至るプロセスが本報告書でも製造業者側の試験においても解明されていないと理解しています。一方、特定製造業者がある時期に生産したモジュールの一部に、はんだ付け強度が低下することが、製造業者側調査にて判明し、まれに発火にいたる可能性があるとの懸念に基づき製造業者が自主的に点検を開始しています。
	1.2原因とリスクについて	変色、焦げがあっても火災には至らないのか	一部製造業者において、モジュールを構成する部材、ならびに屋根の構造材へのバーナーによる強制着火試験を行いました。いずれの試験でも火源を離すと短時間で火が消えて火災に至る状況は確認出来ませんでした。従って、変色、焦げが即、火災となる訳ではないと考えています。
2.リスク関連			
	2.1ご自宅の太陽電池モジュール	自宅のシステム/モジュールが火災にならないか心配である。どうすればよいか？	消費者庁が再発防止策を求めているのは、「鋼板等なし型」と呼ばれるもので、住宅用全体の約4.5%程度であり、「屋根置き型」、「鋼板等敷設型」および「鋼板等付帯型」と呼ばれるその他の約95.5%は対象外です。また、該当設置形態の製品においても、それぞれの製造業者がリスク評価を行っており、すぐに運転を止めるとか、取り外すとかの対応は必要ありません。まず、該当する設置形態かどうかを確認し、該当製品の場合は購入された販売業者、設置業者または製造業者に問合せ頂くことをお勧めします。
	2.2ご自宅の太陽電池モジュール	対象となる設置形態かどうか分からない。どうすればよいか。	ご自宅に設置されているモジュールが、消費者庁が再発防止策を求めている設置形態の製品か否かを確認することが先決です。設置したモジュールの購入された販売業者、設置業者または製造業者にお問い合わせください。
	2.3ご購入予定のお客様	住宅用システムの購入・設置を考えているが、システム/モジュールが火災にならないか心配である。どうすればよいか？	消費者庁が再発防止策を求めているのは、「鋼板等なし型」と呼ばれるもので、住宅用全体の約4.5%程度であり、「屋根置き型」、「鋼板等敷設型」および「鋼板等付帯型」と呼ばれるその他の約95.5%は対象外です。また、該当設置形態の製品においても、火災が発生したのは、特定時期に製造されたものに偏っています。新規に設置するものについては、火災リスクは十分に小さいものと考えられます。但し、設置形態によらずシステム全体の維持管理を行う上で、保守点検は必要です。保守点検サービス等を受けることをお勧めします。
3.対策関連			
	3.1保守点検の実施について	点検は必要か、また必要ならどのような点検がどの程度の頻度で必要か、さらにその費用はどの程度か	住宅用太陽光発電システムは、国が策定した事業計画策定ガイドラインにおいて、適切に保守点検・維持管理することがもとめられています。JPEAとしては定期的な点検をお勧めします。頻度は、当会発行の「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」で4年ごとの点検を推奨しています。点検費用は有償のケースが一般的で、その費用は点検業者によって異なりますので、販売業者・設置業者・点検業者、または製造業者にお問い合わせください。
	3.2現在設置済みの太陽光発電システムについて	自宅に設置してあるモジュールは鋼板等なし型である。どうすればよいか	各製造業者にて対応が検討されていますので、製造業者にお問い合わせください。
	3.3現在設置済みの太陽光発電システムについて	自宅に設置してあるモジュールは屋根建材型との説明をうけて購入した。どうすればよいか	消費者庁が再発防止策を求めているのは、屋根建材型と呼ばれる設置形態の中でも、鋼板等なし型と呼ばれるものに限定されています。設置したモジュールの製造業者にお問い合わせください。
4.その他			
	4-1	点検はどこに依頼すればよいのか？ 点検費用はいくらなのか？ 点検費用はメーカーが負担するのか？	専門的な点検項目が含まれるため、販売業者、製造業者等が実施するものと認識しています。費用については点検業者に問合せください。点検費用は有償(ユーザー様のご負担)のケースが一般的です。
	4-2	火災事故は公開されているのか？	重大製品事故が発生した場合は、その内容が経産省に報告され、関係省庁のホームページに公開される仕組みになっており、これまでの火災事故についてもその内容が公開されています。